

スマイル光電話サービス利用規約

第 1 条 (規約の適用)

東近江ケーブルネットワーク株式会社 (以下「当社」という。)) は、この光電話サービス利用規約 (以下「本規約」という。)) を定め、これにより光電話サービス (以下「本サービス」という。)) を提供します。本サービスについて、本規約にない事項は当社が別途規定する「東近江ケーブルネットワークサービス加入契約約款」及び、「フュージョンコミュニケーションズ電話サービス等契約約款」(http://www.fusioncom. co.jp/keiyaku/pdf/tele_yakkan.pdf) 」等での規定 (以下「他の規定等」という。)) が準用されます。また本規約が他の規定等と内容が抵触する場合には、本サービスに限り本規約が適用されるものとします。

第 2 条 (用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語の意味

- 利用契約：当社が提供する本サービスを利用するための契約
- テレビサービス：当社の「ケーブルテレビ加入契約約款」に規定するケーブルテレビサービスの各サービス
- インターネットサービス：当社の「インターネットサービス加入契約約款」に規定するインターネットサービスの各サービス
- 加入者：当社が提供する本サービス又は、第 2 号又は、第 3 号のいずれかのサービスを利用している者

第 3 条 (規約の変更)

当社は、本規約を変更することがあります。この場合にはサービスの料金、提供条件等は、変更後の規約によるものとします。
2. 本規約の変更により当社から加入者に対する通知は、電子メール、書面の郵送又は当社ホームページ上での掲載等、当社が適当と判断する方法により行うものとします。
3. 前項の通知は、当社が当該通知の内容を電子メールもしくは書面等が当社より発信された時点又は、ホームページ上に表示された時点から効力を生じるものとします。

第 4 条 (本サービスの内容)

本サービスの内容については、別表のとおりとします。
2. 当社は、サービス内容を変更することがあります。この場合、当社は、加入者に対し当社の定める方法により通知します。
3. 本サービスはフュージョン・コミュニケーションズ株式会社 (以下「特定事業者」という。)) が提供する IP 電話ネットワークを利用して、当社が提供します。

第 5 条 (利用契約の対象者)

本サービスの利用は、テレビサービスもしくは、インターネットサービスの加入者ごとに利用契約を締結します。

第 6 条 (利用契約の申込)

利用契約の申込をする者は、あらかじめ本規約を承認し、当社所定の方法により届け出るものとします。

第 7 条 (利用契約の承諾及び成立)

当社は、本サービスの利用契約の申込を承諾した時に成立するものとします。
2. 当社は、利用契約の申込を受け付けた順序に従い承諾します。
3. 本サービスの利用に必要な工事等の完了をもって利用開始日とします。
4. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用契約の申込を承諾しない場合があります。
(1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
(2) 利用契約の申込をした者がテレビサービスもしくは、インターネットサービス又は、本サービスの料金等の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
(3) 利用契約の申込をした者がテレビサービスもしくは、インターネットサービス又は、本サービスの利用停止処分を受けているとき、又は過去に利用停止処分を受けたことがあるとき。
(4) 契約申込書に虚偽の記載、誤記又は記載漏れがあったとき。
(5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
5. 当社は、利用契約の申込をした者が、第 22 条 (緊急通報利用契約の申込) に定める特定事業者との契約を締結しないとき又は特定事業者の承諾が得られないときには、その申込を承諾しません。

第 8 条 (権利譲渡の禁止)

本規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第 9 条 (契約内容の変更)

加入者は、当社に契約内容の変更を請求することができるものとします。
2. 前項の請求及び承諾については、第 6 条 (利用契約の申込) 及び第 7 条 (利用契約の承諾及び成立) の規定に準じて取り扱います。

第 10 条 (加入者の地位の承継)

加入者が死亡した場合、相続人は死亡した加入者の本規約上の地位ないし権利義務を承継することができます。この場合、相続人には速やかに当社所定の方法に従い届け出るものとします。
2. 法人の合併等により加入者の権利義務の承継が発生した場合、加入者の地位も承継されるものとし、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人には、速やかに当社所定の方法に従い届け出るものとします。

第 11 条 (設置場所の変更)

加入者は、設置場所の変更を希望する場合、当該変更希望日の 30 日前までに当社所定の方法により申し出るものとします。
2. 設置場所変更にもなう変更前設置場所の引込み撤去工事費及び、変更後設置場所の宅内工事は加入者が負担するものとします。
3. 当社は、諸条件により設置場所の変更が困難な場合には、設置場所変更について承諾しない場合があります。

第 12 条 (利用の一時休止)

本サービスの利用を一時休止することはできません。

第 13 条 (加入者による利用契約の解除)

加入者は、利用契約の解除を希望する場合、当該解除希望日の 30 日前までに当社所定の方法により申し出るものとします。
2. 加入者がテレビサービスもしくは、インターネットサービスの全ての利用契約を解除する場合、本サービスも自動的に解除となります。
3. 加入者がテレビサービスの利用を一時休止する場合は、本サービスの利用は自動的に解除となります。ただし、インターネットサービスを利用の場合はこの限りではない。
4. 前項の規定に基づき、本契約の解除がなされた場合であっても、当該解除の時点において発生している料金等について、加入者は本規約に基づき支払いを要します。

第 14 条 (当社による利用契約の解除)

当社は、加入者が次のいずれかに該当する場合は、加入者に対し通知その他の手続きをすることなく本契約を解除することがあります。
(1) 第 16 条 (サービスの提供停止) の規定に該当したとき。
(2) テレビサービスもしくは、インターネットサービスの全ての利用契約を解除により、第 5 条 (利用契約の対象者) に定める要件を満たさなくなったとき。
(3) 当社の FTTH ネットワークを介し提供されるサービスの提供区域外となったとき。

第 15 条 (サービスの提供中止)

当社は、次の場合には、加入者への本サービスの提供を中止することがあります。
(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
(2) 第 17 条 (利用の制限) の規定により本サービスの利用を制限したとき。
(3) 前各号の他、当社が営業上又は技術上やむを得ないと判断したとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめそのことを加入者に知らせます。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 16 条 (サービスの提供停止)

当社は、加入者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することがあります。
(1) 本規約に違反したとき。
(2) 加入者が当社と別途締結している契約の利用停止があったとき。
(3) 本規約に基づく料金その他の債務の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
(4) 故意又は過失により多数の不完了呼を発生させた等で現に通信が輻輳し、又は輻輳するおそれがあると当社が判断したとき。
(5) その他、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
2. 前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、当社は、事前に加入者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 17 条 (利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを、優先的に取り扱うため、加入者による本サービスの利用を制限する場合があります。

第 18 条 (電話番号)

当社は、加入者に対してと市外局番 (0748 もしくは 0749) から始まる電話番号 (以下「0AB-J 番号」といいます。)) と、 050 からはじまる電話番号 (以下「050 番号」をそれぞれづつ付与するものとします。
2. 当社は、業務の遂行上又は技術上やむをえない理由があるときは、0AB-J 番号及び 050 番号を変更することがあります。
3. 一つの契約において、0AB-J 番号及び 050 番号のいずれかもしくは両方の番号について、2 つ以上の番号を付与することはできないものとします。
4. 付与された電話番号 (0AB-J 番号及び 050 番号) の変更はできないものとします。

第 19 条 (番号ポータビリティ)

加入者が現在利用している 0AB-J 番号を、当社所定の手続きにより継続して本サービスの 0AB-J 番号として利用できるものとします。
2. NTT 西日本の 0AB-J 番号であっても、番号ポータビリティの対象とならない場合があります。
3. 前項の規定にかかわらず、NTT 西日本以外の事業者が所有する 0AB-J 番号は番号ポータビリティの対象とはなりません。

第 20 条 (通話の不可)

加入者は以下の各号に定める場合には、本サービスにより発信することはできません。
(1) 特定事業者にて指定された電話番号への音声通話
(2) 衛星電話への音声通話
(3) 電話回線事業者自動選択機能 (ACR/LCR 等) が作動している場合
(4) 接続機器が正しく接続・設定されていない、又は電源が入っていない場合
(5) 誤ダイヤル後に、間をおかずに再度ダイヤルした場合
(6) 停電の場合
(7) その他、本サービスにおいて使用される機器の障害、又は IP ネットワーク等、本サービスに関する障害に起因し、本サービスを受けられない状態で発信した場合
(8) その他、当社が別に定める音声通信

第 21 条 (無料通話)

着信先が本サービスもしくは他事業者いずれの加入者であっても、特定事業者にて指定された電話番号への通話に限り無料となります。

第 22 条 (緊急通報利用契約の申込)

加入者は、特定事業者に対して緊急通報利用契約の申込を行い、特定事業者の「電話サービス等契約約款」に同意のうえ、契約を締結したものとします。
2. 前項の規定において、当社は、特定事業者に対して加入者の個人情報 (氏名、住所、0AB-J 番号など) を通知できるものとします。

第 23 条 (発信電話番号通知)

本サービスを利用した音声通話については、発信元の電話番号 (以下、「発信電話番号」といいます。)) を着信先へ通知します。ただし、着信先電話番号の前に「184」を付与してダイヤルを行う音声通話については、この限りではありません。
2. 前項の規定にかかわらず、本サービスにおいて、緊急通報にかかわる電話番号 (110/119/118) に対して行う音声通話については、加入者の個人情報 (氏名、住所、0AB-J 番号など) を着信先の警察機関又は消防機関へ通知します。ただし、着信先電話番号の前に「184」を付与してダイヤルを行う音声通話については、この限りではありません。
3. 当社は、発信電話番号等を着信先へ通知又は通知しないことにもない発生する損害については、一切責任を負いません。

第 24 条 (電話番号案内登録と電話帳掲載)

加入者の名義にて、電話番号案内のみ、もしくは電話番号案内と電話帳掲載の申込ができるものとします。

第 25 条 (通話品質)

本サービスに関する通話品質は、加入者の利用形態及び利用時の通信速度等により変動する場合があります。
2. 当社は、本サービスに関する通話品質及び接続に関する保証は一切行わないものとします。
3. 加入者が本サービスの利用中に通話品質の低下等何らかの異常を感じた場合、当社にその旨を速やかに通知するものとします。

第 26 条 (ユーザー ID 等の管理)

加入者は、ユーザー ID 等の情報及びパスワードについて善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。
2. 加入者は、自己の直接の管理下にある特定の第三者 (例えば、同居の家族又は法人の場合の従業員等) を除き自己のユーザー ID 等及びパスワードを第三者に使用させることはできません。
3. 加入者は、前項において自己の直接の管理下にある特定の第三者に利用させた場合においては、当該第三者に対しても本規約を遵守させていただきます。ただし、その場合において当社は加入者本人による利用とみなし、加入者に当該第三者の行為につき一切の責任を負っていただきます。
4. 加入者がユーザー ID 等の情報又はパスワードを第三者に利用され、本サービスの利用があった場合、当社は、加入者の故意過失の有無にかかわらず、その料金を当該加入者に請求いたします。また、加入者が被る損害等については、当社は一切責任を負いません。

第 27 条 (料金の適用)

当社が提供する本サービスの料金は、別表に定めるところによります。
2. ユニバーサルサービス料の適用は、0AB-J 番号及び 050 番号のそれぞれの番号について請求するものとします。

第 28 条 (料金の支払い義務)

加入者は、第 6 条 (利用契約の申込) 及び第 7 条 (利用契約の承諾及び成立) の規定に基づき利用契約が成立したときは、当社への本サービスの料金の支払いを要します。

第 29 条 (料金の計算方法等)

当社は、本サービスの料金について、別に定めがある場合を除いて、毎月末日締めて、料金表の規定にしたがい月額計算した上、当該月末日が属する月の翌々月に料金を加入者に請求するものとします。
2. 通話料の計算については、次のとおりとします。
(1) 通話料は、毎月末日締めて、特定事業者が測定した通話時間と料金表の規定にしたがい月額計算します。
(2) 当社又は特定事業者の機器の故障等により通話時間を正しく測定することができなかった場合の通話料は次のとおりとします。
3. 過去 1 年間の実績を把握することができる場合、機器の故障等により加入者は、通話時間を正しく測定することができなかった日の初日 (初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日) の属する料金月の前 12 料金月の各料金月における 1 日平均の通話料が最低となる値に、測定できなかった期間の日数を乗じて得た額とする。
4. 本条第 1 項以外の場合把握可能な実績に基づき第 1 項に準じて算出した額本サービスによる通話の途切れ、又は遅延する等、当社の正常なサービスが利用できなくなる事態が発生した場合、加入者に事前に通知することなく接続機器により自動的に電話会社の公衆交換電話網の利用となる場合があります。この場合の通話料等については、当該電話会社の定める料金が適用されることとなりますが、当該通話料等に関して当社は一切の責めを負わないものとします。
5. 当社は、業務の遂行上やむを得ない場合は、料金の計算の起算日及び締め日を変更することがあります。

第 30 条 (端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第 31 条 (料金の支払い方法)

加入者は、料金について、当社が別途定める期日、方法によりその料金を支払うものとします。

第 32 条 (割増金)

加入者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税等相当額を加算しない額とします。) の 2 倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として支払うものとします。

第 33 条 (遅延利息)

加入者は、料金その他の債務 (遅延利息を除きます。)) について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年 14.6% の割合で計算して得た額を遅延利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して 15 日以内に支払いがあった場合はこの限りではありません。

第 34 条 (利用に係る加入者の義務)

加入者は、本サービスの利用にあつて、以下の行為を行ってはならないものとします。

- 故意に通信を保留したまま放置する等、通信の伝送交換に妨害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせる行為又は生じさせるおそれのある行為
- その他本サービスの品質を低下させる行為もしくは低下させるおそれのある行為又は当社の信用を毀損する行為もしくは毀損するおそれのある行為
- 本サービスの運営を妨げる行為もしくは妨げるおそれのある行為又は本サービスの信用を毀損する行為もしくは毀損するおそれのある行為
- 本サービスを再販売、賃貸するなど、本サービスそのものを営利の目的とする行為
- 他者又は当社の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- 他者又は当社の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- 他者もしくは当社に不利益もしくは損害を与える行為又はそれらのおそれのある行為
- 他者又は当社を誹謗中傷する行為又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
- その他法令に違反する行為又は公序良俗に反する行為
- その他当社が不適切と判断する行為

第 35 条 (個人情報等の保護)

当社は、加入者の営業秘密、又は加入者その他の者の個人情報であつて通信の秘密に該当しない情報 (あわせて、以下「個人情報等」という。)) を加入者本人から直接収集し又は加入者以外の者から間接に知らされた場合には、これを保存することができます。
2. 当社は、これらの個人情報等について、本サービスの提供のために必要な範囲を超えて、利用又は加入者本人以外の者への開示、提供を行わないものとします。ただし加入者本人によるこれらの情報の開示、提供への同意があった場合は、この限りではありません。
3. 当社は、刑事訴訟法第 218 条 (礼状による差押え・捜査・検証) その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
4. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づく正式な手続きの上で照会を受けた場合、第 2 項の規定にかかわらず、個人情報等の照会に応じることができるものとします。

第 36 条 (法令等による制限)

本サービスの取扱に関して、日本及び外国の法令並びに他の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第 37 条 (合意管轄)

当社と加入者の間で訴訟の必要が生じた場合は、大津地方裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

第 38 条 (準拠法)

本規約及び加入者と当社との関係における準拠法は日本法とします。

以上

(本規約の制定)

平成 24 年 8 月 1 日 制定
平成 26 年 4 月 1 日 改訂
平成 27 年 4 月 1 日 改訂

別表 (表示価格は全て税抜き)

1. 初期費用	
宅内工事費 (通信側) ※1	実費
TA 接続工事費 ※2	3,000 円
スマイル光電話初期登録費	1,500 円
番号ポータビリティ工事 (申請) 費 ※3	2,000 円
スマイルビラフォン初期登録費	2,000 円
スマイルトビラフォン基本工事費	3,000 円

※1 宅内工事 (通信側) が施工済みの場合は不要です。
※2 宅内工事 (通信側) が施工済みでお客様にて接続工事をされる場合は不要です。
※3 一般電話番号を継続利用 (番号ポータビリティ) されない場合は不要です。

2. 基本利用料	
月額基本料金	月額 1,000 円
TA (ターミナルアダプタ) 利用料	月額 200 円

3. オプションサービス利用料	
着信時番号表示	無料
発信者番号通知	無料
050 番号	無料
割込通話	月額 200 円
番号通知リクエスト	月額 200 円
迷惑電話撃退	月額 200 円
スマイルトビラフォン	年額 3,600 円